

I 地域における3Rの取組の活性化

3Rの重要性を広く普及し、その取組を拡大させるとともに、「循環型社会」の形成を管内の各地域で進めるため、中部地方環境事務所では以下のような施策を行っています。

1 「めぐりふード」等を活用した食品リサイクルの推進

我が国が持続可能な社会を創り上げるために重要な目標の一つが、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成です。その実現に向けて平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」においては、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりの必要性が、新たな課題として提言されました。これを受け、中部地方環境事務所では、その実現・具体化に向けた検討を進めています。

平成20年度に地域循環圏に関する基礎的な調査を実施した結果を踏まえ、平成21年度には事業系一般廃棄物である食品残さのリサイクルを対象として、先行的な事例及び排出事業者の調査・分析等を行った上で、食品リサイクルを進める上での課題の把握等を実施し、「地域循環圏」を本地域において構築するための方向性等について検討を進めました。

これらの検討結果を踏まえ、平成22年度及び23年度には、食品リサイクルに関するモデル事業を実施することとし、東海3県下において、食品残さの循環に適した地域内での資源利用を可能とし、複数の小売店若しくは外食業が参加できるものとして参加事業者の募集を行いました。その結果、4つのコンソーシアムを組成し、その中からモデル事業を2事業選定しました。

モデル事業では、参加事業者と関係行政機関からなる地域協議会を設置しリサイクルループの構築に向けた事業及び協議等を進めるとともに、残りの2つのコンソーシアムをサポート事業と位置付け、関係行政機関との調整等により事業の実現に向けた支援を行いました。

また、モデル事業やサポート事業について、その内容の検証、制度的・技術的な課題の抽出、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性に関する評価等を実施しました。

さらに、支援の一環として、食品リサイクルにより生産された農畜水産物への消費者の理解を促進するため、食品リサイクルの取組を表す愛称「めぐりふード」及びそのシンボルマークを定め、平成23年10月からその使用の公募を開始しました。また、「めぐりふード」を学ぶモニターツアーなどの普及啓発イベントを実施しました。



1)モデル事業

◆表15 岐阜東南地域

| | |
|--------|---|
| 参加事業者 | 小売業者：(株)サークルKサンクス、マックスバリュ中京(株)、ミニストップ(株)、ユニー(株)、(株)パロー 飼料化事業者：中部有機リサイクル(株) 畜産物生産者：小久保畜産(有)、やまびこ会(加盟養豚生産者24農家) |
| 概要 | 岐阜県可児市、多治見市、各務原市内にある食品スーパー及びコンビニエンスストアの各店舗の食品残さを、名古屋市内の飼料化事業者を持ち込み、乾燥飼料を製造する。乾燥飼料は、配合飼料に混合させ愛知県内の養豚農家で豚に給餌する。生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパー等が買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。 |
| 事業のねらい | 岐阜県では、県内に一般廃棄物を受け入れ可能な再生利用事業者が無いことから、愛知県内の再生利用事業者まで越県する食品リサイクルループモデルを試行することにより、岐阜県内の排出事業者が食品リサイクルを実施できる仕組み作りを目指す。 |

◆表16 鳥羽地域

| | |
|--------|---|
| 参加事業者 | 旅館業者：戸田家、(株)鳥羽国際ホテル たい肥化、飼料化事業者：戸田家 農水産物生産者：地元農家、地元漁協(調整中) |
| 概要 | 三重県鳥羽市内にある二つの旅館から排出される食品残さを、その一つである戸田家に持ち込み、飼料化及びたい肥化の処理を行う。飼料化したものは、養殖魚の餌にして漁業関係者で使用し、たい肥化したものは地元農家で使用する。それぞれ生産された農水産物は二つの旅館で宿泊客の料理として提供する。 |
| 事業のねらい | 鳥羽市内では廃棄物の排出量の約半分をホテル・旅館からの食品残さが占めることから、実績がある旅館のたい肥化のノウハウを市内で普及させる第一歩として隣接旅館との共同のリサイクルループを構築するとともに、養殖魚への飼料提供を行う等の観光地である特色を活かした新たなスキームの実現を目指す。 |

2)サポート事業

◆表17 東三河地域

| | |
|--------|--|
| 参加事業者 | 小売業者：(株)ドミー、(株)ヤマナカ 外食業者：(株)物語コーポレーション たい肥化事業者：(株)オガワ農材 飼料化事業者：(有)環境テクシス 農畜産物生産者：ひまわり(農業協同組合)、(株)ミマスファーム |
| 概要 | 豊橋市、豊川市内にある食品スーパー及び外食店の各店舗から排出される食品残さを、豊川市内の飼料化事業者と田原市内のたい肥化事業者を持ち込み、飼料及びたい肥を製造する。飼料は、養豚農家に供給し、生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパーが買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。また、たい肥は、地元農家に供給し、食品スーパーや外食店のニーズに合わせた野菜を生産し、食品スーパー等に供給する。 |
| 事業のねらい | 東三河地域では一般廃棄物を受け入れ可能な再生利用事業者がいない |

| | |
|--|---|
| | ことから、応募のあった同地域内の事業者を役割ごとにマッチングすることにより連携体制を構築し、再生利用事業に必要な処理業許可の取得を含めた食品リサイクルループ構築を目指す。 |
|--|---|

◆表 1 8 三重畿央地域

| | |
|--------|---|
| 参加事業者 | 小売業者：(株) 一号館、A コープ (三重農協食品 (株)) 飼料化事業者：(株) イガ再資源化事業研究所 畜産物生産者：(株) トントンファーム |
| 概要 | 松阪市、四日市市内にある食品スーパーの各店舗から排出される食品残さを、伊賀市内の飼料化事業者を持ち込み、飼料を製造する。飼料は、養豚農家の豚に給餌する。排出者である食品スーパーは生産された豚肉の一部を買い取り販売する。 |
| 事業のねらい | 伊賀市内の飼料化事業者による飼料化の取組を、排出者である新たな食品スーパーに拡大し、三重県下における食品残さを利用した食品リサイクルループの更なる構築を図る。 |

2 3 R 普及啓発への取組

毎年 10 月の「3 R 推進月間」に合わせ、各地でイベントを開催しています（平成 18 年；愛知県名古屋市、平成 19 年；富山県富山市、平成 20 年；長野県長野市及び三重県津市、平成 21 年；長野県長野市及び福井県福井市、平成 22 年；岐阜県岐阜市、平成 23 年；愛知県名古屋市）。

平成 23 年には、食品リサイクルの推進をテーマに取り組みました。具体的には、「環境デーなごや 2011 中央行事」と連携し、タレント・原田さとみさんの進行による食品リサイクルに関するトークショーや食品リサイクルの取組に関するパネル展示等による市民への普及啓発イベントを行いました

また、事業者や行政機関の関係者を対象にした「食品リサイクルのこれからを考えるシンポジウム」を開催し、食品リサイクルの取組が中部地方でさらに拡大するきっかけをつくることなどを目的として、食品リサイクルに先駆的に取り組む事業者の事例の共有、当事務所の地域循環圏の構築に向けた検討業務の成果の発信等を行いました。

3 各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者に対し立入検査・調査を実施し、必要に応じ改善を求めました。（平成 23 年度立入検査・調査件数：109 件）

〈平成 24 年度の施策〉

地域における 3 R の取組の活性化に向けた支援を引き続き実施します。

「めぐりふード」等を活用した食品リサイクルの推進については、これまでの成果を基に、中部地方管内での各事業者による具体的な取組につなげる施策を実施します。具体的には、成果の分かりやすい普及や食品リサイクルの取組の愛称「めぐりふード」の普及等を実施します。

また、小型電子機器等をリサイクルする仕組みの構築に向け、市町村の取組に対する支援を実施します。

Ⅱ 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

我が国における廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても減少傾向にあります。引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各州市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。これらの廃棄物を処理する市町村に対する支援も行っています。

以下に、平成 23 年度に行った主な施策を紹介します。

1 不法投棄の未然防止

不法投棄監視ウィーク（毎年 5 月 30 日から 6 月 5 日まで）において、愛知県名古屋市の三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動、全国一斉陸海空集中パトロール並びに PR グッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

また、地方自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内 15 自治体（16 か所）に順次設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、設置場所での不法投棄が顕著に減少するだけでなく、平成 23 年度には 1 か所で不法投棄行為者を特定・検挙することができたなどの成果がありました。

2 廃棄物行政を担当する職員のスキルアップ

地方自治体産業廃棄物行政部署間の連携調整・情報交換を円滑に実施し、廃棄物の適正処理・不法投棄防止に係る連携をより一層図るとともに、廃棄物の適正処理・不法投棄防止に係る職員の能力向上をより一層図るため、廃棄物行政に関する連絡会を、石川

県金沢市及び愛知県名古屋市において、開催しました。

表 1 9

| 日 時 | 会 場 | 出席者数 | 内 容 |
|---|--|-------|---|
| 平成 23 年 10 月 31 日 (月) ～11 月 2 日 (水) | 金沢商工会議所 3F ホール (金沢市尾山町 9-13) | 75 名 | 廃棄物処理法の基礎知識 廃棄物処理法の基礎知識 (応用編) |
| 平成 23 年 11 月 28 日 (月) ～11 月 30 日 (水) | 名古屋サンスカイルーム E 室 (名古屋市中区 1-18-22) 名古屋国際会議場 232 + 233 会議室 (名古屋市 熱田区熱田西町 1 番 1 号) | 147 名 | 廃棄物の輸出入について 事例に関する情報交換 行政処分 の 指 針 の 解 説 不適正処理案件の事例報告 不法投棄等の現場対応 事例研究 |

3 災害廃棄物の適正処理

平成 23 年 3 月に長野県栄村に被害をもたらした新潟県中越地方を震源とする地震、平成 23 年 6 月に長野県松本市に被害をもたらした長野県中部地方を震源とする地震、三重県に被害をもたらした台風 12 号並びに岐阜県及び石川県に被害をもたらした台風 15 号による被害の際に地元自治体との連携の下で速やかに被害状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理費用に対して補助を行いました。

また、東日本大震災により生じた災害廃棄物が適正かつ迅速に処理されるよう、現地災害対策本部に職員を長期派遣するとともに、被災側地方公共団体と受入側地方公共団体とのマッチングに向けた連絡・調整、説明会での説明等の支援を行いました。

〈平成 24 年度の施策〉

廃棄物適正処理の推進及び廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③廃棄物行政に関する連絡会の開催、④東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら引き続き実施します。

Ⅲ 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。この結果、法に基づく手続を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が出てきています。

このような状況を踏まえ、中部地方環境事務所では、関係する税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を実施し、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

1 不法輸出入の事前防止

輸出入関係事業者を対象としたパンフレット（英語、中国語、ロシア語、ウルドゥ語の四か国語に翻訳）を作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年1回（愛知県名古屋市）で、開催しています。また、平成23年度は石川県金沢市において北陸地区の関係事業者を対象として開催するとともに、豊橋税関支署及び衣浦出張所において、通関業者等向けに同様の説明会を実施しました。

また、盗難車の不正な解体輸出を防止するとともに、自動車の解体に伴う適切な環境保全措置の実施を促すため、中古車や解体車の輸出を行う愛知県内及び三重県内の自動車の解体業者の解体事業場に対して、愛知県警察、三重県警察及び関係自治体と連携して合同立入を実施しました。

2 輸出入に当たっての事前相談等の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理人からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、輸出入を予定している貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かの判断を回答するものです。平成23年度には281件の相談を受けています（平成19年度161件、平

I 生物多様性主流化に向けた取組

また

「バーゼル法」という。)に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、貨物の検査を実施したり、税関による貨物開披検査に立ち会ったりして、適法性の確認を行っています。

〈平成24年度の施策〉

廃棄物処理法やバーゼル法で輸出入が禁止されている物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、各地方税関支署における輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れるとともに、事業者からの事前相談に対して、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

IV 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

平成21年7月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が公布・施行されました。中部地方環境事務所

では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策推進協議会に参画し助言等を行うとともに、国立公園のマリンワーカー事業により、海流・季節風により多くの漂着ごみの集積が見られる伊勢湾口の離島において清掃事業を実施しました。

〈平成 24 年度の施策〉

海岸漂着物対策に関する基本方針に基づき各県等が策定した地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。また、マリンワーカー事業において、海岸漂着ごみの清掃業務を実施します。